

令和4年関川村議会9月（第9回）定例会議会議録（第1号）

○議事日程

令和4年9月8日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 報告第 7号 専決処分の報告について(令和4年度関川村一般会計補正予算（第5号）)
- 第 7 報告第 8号 専決処分の報告について（令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）)
- 第 8 報告第 9号 専決処分の報告について（令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）)
- 第 9 報告第10号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第10 認定第 1号 令和3年度関川村各会計の決算認定について
- 第11 認定第 2号 令和3年度関川村下水道事業会計の決算認定について
- 第12 認定第 3号 令和3年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
- 第13 議案第55号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第56号 関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第57号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 第16 議案第58号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第6号）
- 第17 議案第59号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第60号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 一般質問
- 第 5 委員長報告
- 第 6 報告第 7号 専決処分の報告について(令和4年度関川村一般会計補正予算（第5号）)
- 第 7 報告第 8号 専決処分の報告について（令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第

1号))

- 第 8 報告第 9号 専決処分の報告について（令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算
（第3号））
- 第 9 報告第10号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第10 認定第 1号 令和3年度関川村各会計の決算認定について
- 第11 認定第 2号 令和3年度関川村下水道事業会計の決算認定について
- 第12 認定第 3号 令和3年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について
- 第13 議案第55号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第56号 関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第57号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 第16 議案第58号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第6号）
- 第17 議案第59号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第18 議案第60号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（10名）

1番	渡 邊 秀 雄 君	2番	近 壽 太 郎 君
3番	鈴 木 紀 夫 君	4番	伊 藤 敏 哉 君
5番	小 澤 仁 君	6番	加 藤 和 泰 君
7番	高 橋 正 之 君	8番	平 田 広 君
9番	伝 信 男 君	10番	菅 原 修 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
副 村 長	角 幸 治 君
教 育 長	佐 藤 修 一 君
総 務 課 長	野 本 誠 君
住 民 税 務 課 長	荒 木 好 子 君
健 康 福 祉 課 長	渡 邊 浩 一 君
農 林 課 長	富 樫 吉 栄 君
建 設 課 長	河 内 信 幸 君
教 育 課 長	渡 邊 隆 久 君

健康福祉課参事	佐	藤	恵	子	君
診療所事務長	須	貝	博	子	君
地域政策課長	大	島	祐	治	君

○事務局職員出席者

事務局長	熊	谷	吉	則
副主幹	小	池	由	美子

午前10時00分 開会

○議長（渡邊秀雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和4年関川村議会9月（第9回）定例会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（渡邊秀雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、高橋正之さん、8番、平田 広さんを、指名します。

日程第2、議会運営委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

議会運営委員長から本定例会議の会議日程（案）について報告をお願いします。議会運営委員長。

○議会運営委員長（小澤 仁君） おはようございます。

本定例会議の会議日程及び議案の取扱い等について申し上げます。

去る8月30日、役場第2会議室において、令和4年9月（第9回）定例会議の運営について、委員及び議会事務局職員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

その協議の結果について報告します。

最初に、会議日程については、お手元に配付の会議日程表（案）のとおりです。

まず、本日の会議では、会議日程の決定後、諸般の報告、一般質問、委員長報告を行い、その後、各議案の上程を行います。その後、常任委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

なお、令和3年度の決算認定につきましては、例年どおり決算審査特別委員会を設置し、審議を行います。

9日及び12日は、決算審査特別委員会を開催し、付託議案の審査を行います。

13日から16日までは、議案調整、各委員長の事務整理日とします。

20日は、午前10時から本会議を開催し、各委員長から委員会審査の報告を受けた後、採決を行います。

なお、追加議案が上程された場合は、当日審議をし、即決とします。

次に、議案等の取扱いについて申し上げます。

報告第7号から報告第9号までは、専決処分の報告案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑を行い、報告を終わります。

報告第10号は、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告案件です。報告を求め、質疑を行い、報告を終わります。

認定第1号から認定第3号までは、令和3年度の各会計及び下水道事業会計並びに簡易水道事業会計の決算認定案件です。一括上程した後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託します。

議案第55号及び議案第56号は、条例の一部改正案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

議案第57号は、下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更案件です。単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

議案第58号から議案第60号までは、各会計の補正予算案件です。それぞれ単独上程し、提案理由の説明を求め、質疑の後、討論を行い、即決とします。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問の通告は8月24日正午で締め切り、4名が本定例会議において質問を行います。

次に、請願・陳情につきましては、お手元に配付の陳情文書表のとおりです。所管の常任委員会において審査をお願いします。

以上で報告を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。委員長、ご苦労さまでした。

お諮りします。本定例会議の会議日程は、議会運営委員長報告のとおりとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会議の会議日程は、お手元に配付の会議日程表（案）のとおり決定しました。

日程第3、諸般の報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会議までに受理した陳情等は、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

地方自治法第199条第9項の規定により定例監査の結果報告書及び地方自治法第235条の2第3項の規定により令和4年6月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

村長から、定例会議開会に当たり挨拶の申出がありました。これを許可します。村長。

○村長（加藤 弘君） おはようございます。

議員の皆様には大変ご多用のところを、令和4年度関川村議会（第9回）定例会議にお集まりいただき、ありがとうございます。

さて8月3日に降り始めました雨は、4日未明に1時間当たり161ミリメートル、これ上関の観測所でございますけれども、観測史上まれな雨量に達しまして、高田集落、湯沢集落をはじめとして、村内の家屋や公共施設、道路、農地などに甚大な被害をもたらしました。被害に遭われました皆様に改めて心からお見舞いを申し上げます。

発災から1か月が経ちましたが、この間、国、新潟県をはじめ、県内外の市町村、企業や各種団体、ボランティアなど、多くの皆様から温かいご支援をいただいておりますことに、村民を代表いたしまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。

村としましては、この間、被災された村民の皆様へ寄り添い、被災者に今何が求められているのかニーズ把握に努め、職員が一丸となって、災害対応を進めてまいりましたが、今後とも、被災者が1日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、また、公共施設等の早期復旧に向けて全力で取り組んでまいります。

JR米坂線の復旧につきましては、村にとって大きな課題であり、早期再開に向け、国やJRに要望したところですが、JR東日本新潟支社長から、国の検討会による赤字地方路線の在り方の議論とは切り離して、復旧に向けた調査・検討を進めるという回答をいただいているところであります。今後とも、1日も早い再開を引き続き要請してまいります。

被災者支援につきましては、県及び県内市町村の応援を得て、8月末で罹災証明の発行がおおむね終わりましたので、被害認定に基づき、災害救助法による支援、村独自の支援など、各種申請の受付を始めたところでございます。今後、村税の減免や新たな支援など災害関連施策について、随時議会にお諮りをいたします。

このたびの豪雨災害につきましては、激甚災害に指定される見込みであり、村の災害がその指定に入りますと、国からも手厚い財政支援がなされることとなりますが、被災額が大きなことから、村の単費も相当支出が増えることとなります。今後の村の財政状況も危惧されますが、既存の公共事業など、他の事業を先延ばししてでも、まずは、災害対応、復旧事業を優先して取り組んでまいります。引き続き、関係各位のご支援・ご協力をお願い申し上げます。

さて本定例会議に提案いたしますのは、専決処分等の報告案件3件、財政健全化判断比率等報告案件1件、決算の認定案件3件、条例の一部改正案件2件、一部事務組合の事務及び規約の変更案件1件、補正予算案3件、以上合わせて13件であります。追って上程の際に、詳細にご説明申し上げますので、慎重審議の上、ご賛同くださるようお願いをいたします。

なお、災害対応予算につきましては、このたびの議案とは別に、追加提案を考えておりますので、その際はよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で村長の挨拶を終わります。

日程第4、一般質問

○議長（渡邊秀雄君） 日程第4、一般質問を行います。

質問の通告者は4名です。発言を許可します。

初めに、3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） まず初めに、このたびの豪雨により被災された方に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、1日も早く日常に戻りますようお願い申し上げまして、私からの質問をさせていただきます。

私からの質問は、高田地区の冠水についてです。

8月3日から4日未明まで降り続いた雨により、村内各所に被害をもたらした県北豪雨、当時の状況として、河川の水位は、上関観測所の数値では、避難判断水位6.6メートルよりも低い6メートルを上下する程度で、決壊の危険性は低いと思われました。しかし、線状降水帯の発生箇所が沖合20キロメートル付近で発生し続けたことと、短時間ではありますが、記録的な降水量であったため、山からの溢水が多く、沢が濁流となったことで、被害が山沿いに集中したと思われまます。また、荒川が増水していなかったことで、冠水の水はけが早かったと考えます。以上を踏まえ、質問させていただきます。

村内において、住宅の浸水被害が多い高田地区は、集落内を流れる前川の水門の閉鎖により、越水の水位が2メートル近くまで上がりました。しかし、本来、水門閉鎖の際は、国交省の排水ポンプ車により、前川の水を排水することになっていたが、1台しか間に合わず、その1台も性能の低い排水ポンプ車であったことが主な原因と思われまます。前川のポンプ車の排水による冠水防止は、平成16年の豪雨の際の取決めでもあったが、うまく機能しませんでした。そもそも、荒川の逆流の危険性があったのか、水門を閉鎖する必要があったのか、排水ポンプ車1台の配備で閉めるタイミングは適正であったのか、疑問に思いまます。今後の高田集落の冠水防止のためにも、今回の検証を早急に行い、国交省に対し、今後の対応の再検討の要請と、集落住民への説明が必要と考えまます、村としての対応についてお伺いまます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、このたびの豪雨につきましては、上関の観測所におきまして、1時間当たり161ミリメートル、3日からの降り始めから4日にかけて総降水量が634ミリメートルという、短期間での記録的な集中豪雨となりました。その結果として、村内各地で山の土砂の流出、道路や農業施設の損壊、家屋の床上・床下浸水などの被害が発生しており、とりわけ、高田集落や土石流の発生いたしました湯沢集落は、被害が甚大でございました。被災されました皆さんに改めてお見舞いを申し上げます。

さて、高田地区内の前川と荒川の合流地点につきましては、国においても、水防上の重点地点として位置づけており、国では一昨年、排水ポンプ車を赤谷川河口付近に配備しているところであり、このたびもその排水ポンプ車が出動をしております。排水ポンプ車の出動については、国では、浸水を解消するために、自治体等から出動の要請があった場合には、その必要性を判断の上、出動を行っているところでございます。出動しました排水ポンプ車の排水能力は、毎分30立方メートルでございまして、国が配備する標準的な規格でございまして、排水能力としては、50メートルプール約300立方メートルの水を約10分間で排水ができるもので、特に性能が低いというものではございません。この高田排水樋管は、荒川の水位上昇によって前川への逆流を防ぐために、国が設置しているものであり、開閉操作は、国が地元の方に操作委託をしているものです。樋管を閉めるタイミングとしましては、荒川からの逆流を確認した上で行うこととされており、3日の夜も21時30分ごろ、荒川の水位が前川の水位より高くなり、逆流を確認し、樋管を閉めたと聞いております。その後、荒川の水位が下がった23時30分ごろ、樋管を開けておりますので、およそ2時間樋管を閉めたこととなります。排水ポンプ車につきましては、国に対して出動を要請し、樋管を閉める前、8月3日の20時30分頃から1台が稼働して開始しております。その後追加で2台の出動を要請し、1台目と同規格の排水ポンプ車2台が出動いたしましたものの、現地が操作員の身の危険を感じるほど危険な状況だという判断から、現地に近づくことができず、翌日早朝から稼働が開始されたというのが経緯であります。

このたびの樋管操作でございしますが、荒川から前川への逆流を確認した後の操作であり、仮に閉鎖しなければ、逆流によって冠水だけではなく、流れのある土砂が高田集落に流入することになりましたので、樋管閉鎖に問題があったとは考えておりません。さきに述べましたとおり、まさに経験したことのないような豪雨でしたので、高田集落とその周辺部に降り続けた雨量の多さそのものに加えまして、太田沢川の氾濫などによって、上流部から大量の雨水が集落へ流れ込み、今回の甚大な被害につながったのではないかと考えております。

高田集落に対する抜本的な治水対策の必要性は、8月20日の谷防災担当大臣の視察時にも訴えて

いるところであり、また、岸田総理が災害現場視察にこられた9月4日にも、高田集落の現状をパネルを用いて説明いたしました。村としましては今後このような大きな災害を防止するため、このたびの災害に至った原因分析、問題点の把握など、河川管理者である北陸地方整備局及び新潟県と協議を進めながら、しっかりとした治水対策を進めてまいります。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。

今回ポンプ車が1台しか結局は稼働しなかったということで、2台が危険な状況であったために近づくことができなかったということで、大島の付近に駐車して待機していたというようなことでしたが。そもそも水害となった場合、高田橋を渡らなければならないと、川を迂回して村上の方から来るとはちょっと考えづらい、時間的にも無理な話ですので、災害、特に水害になると川は通れないものだと最初から誰でも認識はできると思うのですが、そう考えると、ポンプ車だけの排水作業というのは非常に難しいと自分は考えております。先ほども答弁にありましてとおり、30トンクラスの排水能力があると毎分、そうしますと25メートルプールで10分ということですか、私の考えですと、毎分140トンぐらいは必要ではないかと考えております。今の排水されたポンプ車、あれがもし、もう2台増えたとしても、あの水を下げる、冠水を下げるというのはなかなか難しいと考えますが、今後そういったポンプ車を行かせるのが難しいと考えた場合、水門のところに揚水機場を設ける要望をされる考えはありますか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 新潟市のように土地が0メートル以下というところで、大規模な揚水機場があるところではございますけれども、私は、それよりもむしろ今回の現状分析をしますと、通常の荒川の水位の上昇では、これほどの被害は起きなかったというのが地元の話です。また排水ポンプを仮に正常に起動をしても、あれだけの雨の場合には多分無理だろうという話も地元から聞いています。これが、本当に科学的に正当性があるのかどうかというのは、専門家に聞かないと分かりませんので、まずはこうした状況に至ったときに、それこそ今住民の方がおっしゃられることが本当なのかどうかという検証も必要ですし、多分先ほども述べましたけれども、あまりの雨量の多さのほかに太田沢川とか本来女川につながらなきゃならないものが女川につながらないで、どんどんと高田集落に入ったというようなこともあって、そういう河川の抜本的な改修とか、様々な対策を講じて、果たして高田集落でどれぐらい治水対策が講じられるかと、こういうことについては、国交省、そして県とも、もう今でもそういう話をしますからねと私話していますので、落ちついた段階で、高田集落の治水対策というものを、新たな改良工事も含めて、国あるいは県に要望していきたいな、検討していきたいなと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 今、太田沢川の話が出ましたけれども、高田集落よりも国道290号線を村上方面に1.5キロメートルほど行った女川上流の付近なんですけれども、そこは実際調査してきましたが、やはり太田沢川の氾濫というのでしょうか越水というのでしょうか、水門のところから200メートルくらい入ったところを見てきたんですけれども、ちょうど谷地形で、太田沢川の脇、高田側寄りというのでしょうか、すごい濁流の痕があったということで、太田沢川から流れれば女川の方に入っていくんですけれども、もうそこから越水してしまったやつというのは、女川の方面に行かず全部高田方面に来る、実際、太田沢川の付近から前川の支流というのも、そこから始まっているものですから、非常に高田集落というのは水が集まりやすい場所なのかなというふうに考えます。そうした場合、太田沢川の上流、女川のほ場整備をしてファームポンドというのが、太田沢川沿いに7つ点在しておりますけれども、それが影響したんだと言う方もおられるということで、ファームポンドも調べてきましたけれどもファームポンドは、全然太田沢川にはいたずらしていないのかなと今回は思いました。それよりも、やはり山からの溢水、山自体も保水能力があるわけですがそれでもそれを超えるような雨量だったということで、溢水し太田沢川に流れ込んで、それが川からの越水により、本来田んぼダムということで田んぼ地帯もかなりの保水力はあるんですけれども、それをも超える量が発生したということで、太田沢川、水門から大がかりな工事をしなければならないのかなとはちょっと考えておりますが、その辺はどのように考えていますでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今おっしゃいましたとおり、ただ壊れたので現行どおり災害復旧で元に戻したら終わりという状況じゃないというのは、私も同じ意見でございまして、先般村上地域振興局長に直接私お会いをして、その現状を訴えました。あの雨が、女川に流れないで、全て高田集落に流れた影響が今回の余りにも大きな水害になったんだと思うので現地を見てくれということで、局長も現地を見ると。雨が降っても、田んぼに流れないで必ず女川に流れるような対策を講じてくれということで、直接私、局長のところに行って要請をしております。

したがいまして、ただ壊れたところことを災害復旧すればいいというスタンスには、十分県のご理解をいただいているものと私は考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） それでは、話ちょっと戻りますけれども、水門を閉める際、やはり今回は8時ぐらいにはもう既にもうバックウオーターの兆候が現れていたということで、やはり閉めなければならない状況だった。その状況だったときに、それを閉めた場合、冠水という速度は非常に早くなるわけですから、内水氾濫の危険性が高まる。そういった場合、閉める際の住民に対する周知活動はされましたでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 村では、広報無線を使った周知はしていません。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 長岡技術科学大学の細山田教授も指摘されているとおり、やはりこういった災害時、水門を閉める際は、住民に対して、今閉めます、閉めたら速度の速い状況で冠水するというような情報は、やはり流していかなければならないと自分も考えておりますので、その辺は今後検討していただいて、住民周知できるような体制もひとつお願いしたいと思います。

あと、水門ですけれども、高田排水樋管が今回問題になったわけですが、赤谷川水門、また村内幾つもの樋門、樋管というものがございます。やはりその近くの住宅というのは、やはり浸水被害を受けているところも数多くありますので、その辺も今後検討していただきたいんですけども、そういった検討は予定に入っていますか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 国交省とも協議を始めたところでございます。今回でいうと、基本的なルールが整理されていないというところがはっきりしましたので、これを教訓といたしまして、整理していきたいと思っております。今回の広報に関しても、連絡の手段というか、村と国とのやりとりの関係、あるいは村が地元の方は分かっているんだけど、防災無線を使った広報の在り方、そういったところを整理して、今後に向けた対策をとっていきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） ありがとうございます。

今回の水害、55年前の水害とはかなり質の違う水害であったかなと思っております。55年前ですと、荒川の水位が上がって行って、それが決壊し、水害になったということでしたが、実際、荒川の水位って1メートル上がるのに2時間かかるんですね。そうすると、その間に判断というのは十分する余裕というのはあるんですけども、今回のような豪雨というのは、本当に1時間くらいで既にもう被害が出てきており、1時間に最大で149ミリメートルの記録的な降雨だったため、これに対してどうこう対応に不備があったとかと言っても、それは慣れていないので、仕方のない部分もあるかと思えます。

ただこれ止められるか。ちょっと質問に関係ない話なんですけれども、今回災害で一番大変な思いをされているのは被災された方でもありますが、職員の方も自宅が被災されて、被災されているにもかかわらず、当日から既に対応されて、また翌日も出勤されており、また土日もなく休みもなく、夜遅くまで電気もついていますね、役場。昨日も11時くらいまで。

○議長（渡邊秀雄君） 鈴木さん、通告どおりの質問してください。

○3番（鈴木紀夫君） 止められると思っていました。分かりました。

私も、いろいろな調査をしていく上で、やはり職員が体調を崩されていないか心配しています。

今後メンタル面も含め、理事者側の皆様が、同じ課の部下の面倒もちよっと見てもらいたいなと思っております。

私の質問は以上で終わります。

○議長（渡邊秀雄君） 次に8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） まず初めに、今回の豪雨災害で被害に遭った皆様にお見舞い申し上げます。

私も、豪雨災害について、被害について、質問させていただきます。

8月3日から4日の豪雨被害について伺います。東北や北陸で3日から4日にかけて降った大雨ですが、新潟県の上空には線状降水帯が発生し、猛威を振るい、上関の雨量計で、4日午前2時までの1時間に雷を伴う161ミリメートルの猛烈な雨を降らせ、道路や家屋、農地等村内全域に甚大な被害をもたらしました。特に住宅の被害者は悲惨です。災害の復旧には相当な時間と経費を要するものと思いますが、復旧に向けての対策等をお聞きします。

1点目、災害復旧に向けた人員体制について。他自治体に専門知識のある技術系職員の要請はどのようにしているかお聞きします。

2点目、主要道路。交通の確保が重要であり、早急な復旧（規制解除）を望みますが、目途はということで、①一級村道高田湯沢線、小見地内の吹ノ沢橋についてお聞かせください。②一級村道高田湯沢線、松平地内の道路決壊箇所についてお聞かせください。

3点目、農林関係。農地農業用施設について、①水田においては8月中旬以降の出穂期に最も水を必要とするが、不足の事態や支障となるようなことはなかったか伺います。②災害箇所も多いようである。今後国の査定が行われるが、準備状況について伺います。

4点目、その他として、①被災住宅に対する支援（補助制度等）について。②水没して使えなくなった農機具更新への支援について。③松平集落内の災害復旧について。④吹ノ沢川一帯の災害復旧について。⑤全国からの義援金やふるさと納税の現状について。⑥通行止めや交通規制もあるが、園児や小中高生徒の送迎に支障はないか、伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 平田議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず1点目の災害復旧に向けた人員体制についてですが、発災直後は、国土交通省や新潟県などから技術職員の派遣をいただき、被災箇所の確認や復旧方法等の検討を進めてまいりました。村では、今後の復旧事業を円滑に進めるため、県を通じて技術職員の派遣要請を行っており、土木建設関係では、国の査定に向け、県から3名、県内自治体から4名を派遣していただくこととなりました。農林関係におきましては、査定設計書の作成から工事の発注まで、県から3名を派遣していただくこととしております。建設、農林各課とも、県からは本庁からも、そして村上の地域振興局か

らも、しっかりとサポートしていただいておりますので、村としても復旧に向けて着実に取組ができるものと考えています。

2点目の主要道路の復旧の目途についてでございます。吹ノ沢橋及び松平地内の決壊箇所は、いずれも川北地区の主要路線でありますので、一刻も早く復旧する必要があると考えております。特に、冬季間の交通確保のため、除雪の支障にならないよう、関係機関と協議しながら、応急仮復旧工事を施工し、降雪前に交通規制を解除するとともに、早急に工事を完了するよう努めてまいります。

3点目の農林関係についてです。まず出穂期の用水の確保についてですが、特にこのたびの災害では、山林や沢からの土石流により用水路が土砂で閉塞をしているケースが多くありました。気温の高い時期でもあり、用水の供給不足による稲の生育障害や品質の低下が心配されるため、改良区管内では、大堰用水路、新堀、願人堀などの幹線用水路やファームポンドの排土作業などの応急復旧工事を実施いたしました。また、改良区管外においては、地元の水利組合や多面的機能支払交付金事業の活動組織等による復旧も多く行われたことから、影響は最小限に抑えられたのではないかと考えております。

次に、今後予定されます災害査定の対応状況についてですが、区長さんや農家組合長さんからご協力いただき、一通り現地調査は終了いたしております。現在、農地農業用施設の所有者や代表者の方から、国の災害復旧事業の申請同意をいただきながら、コンサルタント会社に順次測量をお願いし、災害査定の準備を進めているところであります。農地農業用施設では、申請件数を約200件程度と想定し、10月から複数回に分けて行われる災害査定に向け、9月いっぱいを目途に測量作業を終わらせていくとともに、測量成果が提出されたものから順次査定設計書の作成を、県の支援をいただきながら進めていく予定となっております。

次に4点目についてのご説明でございますが、被災住宅に対する支援についてです。被災者生活再建支援制度により、全壊から準半壊世帯に対して支援金が交付されるほか、住宅の建設や購入、補修、賃貸の区分に応じて加算金が交付されます。また被災者が住宅の応急修理を行う場合、準半壊以上の被害の程度に応じ、助成が受けられる被災者住宅応急修理制度がございます。村では、8月23日から8月31日まで、罹災証明発行会場で対象となる方に制度の説明を行い、9月1日から申請を受け付けているところでございます。

農機具の更新についての支援についてですが、現在、県から国へ支援の働きかけを行っておりますが、現時点で制度化に至っておりませんので、今後の対応を県と協議していきたいと考えているところです。目前に迫りました稲刈りへの対応としては、コンバインのレンタル料や、稲刈りの作業委託料への補助を臨時的措置として現在検討しております。松平集落内の災害復旧についてですが、被災直後に応急対応として、村道1か所、排水路2か所の流入土砂の撤去を実施しました。排

水路については、かさ上げ工事を実施する予定です。また、村道については、2か所を公共土木災害事業で、1か所を村の単独事業で復旧する予定としております。吹ノ沢川一帯の災害復旧についてですが、村道、農地農業用施設が広範囲に甚大な被害を受けております。吹ノ沢川も同様となっております。吹ノ沢川については、県の管理のために、早急な復旧を要望するとともに、復旧工事は、村道を工事用道路として利用することになりますので、村道の洗掘された箇所は、新潟県にお願いしたいと考えています。

次に、義援金やふるさと納税の現状についてですが、県内をはじめ全国各地からたくさんの義援金を頂戴しており、大変ありがたく感じております。またふるさと納税につきましては、代理徴収を申し出ていただきました三条市と茨城県の境町にも大変お世話になっております。感謝を申し上げます。具体的な金額についてはこの後担当課長から説明をさせます。

通行止めなどによる園児や児童生徒の送迎に関しましては、バス会社などと調整を図っており、一部で迂回しての運行や、バス停の変更などがございますが、大きな問題はなく運行はしております。高校生等部活支援バスにつきましても、国道113号線が夜間通行止めしておりますので、胎内市経由での運行としておりますが、多くの生徒に利用していただいているところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） それでは、私の方からふるさと納税の具体的な金額についてお知らせをさせていただきます。

ふるさと納税の寄附金、8月31日時点の数字でございますが、村に直接というか、サイトを經由して、また現金、郵便振替などで納入されたものが、689万1,209円となっております。また、代理受領をしていただいております茨城県堺町では82万円、件数で言いますと62件、三条市の方では84万6,000円、件数で68件のふるさと納税がございました。合計いたしますと、731件のふるさと納税がございまして、853万9,209円となっております。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） 私からは、ふるさと納税以外の寄附金についてご説明いたします。

8月8日から、企業、団体そして個人などから村への寄附金や金封での見舞金をいただいております。8月末現在で48件、633万8,200円をいただいております。また、被災された方へ配分する義援金といたしましては、8月10日に受付を開始しまして、8月末現在で123件、319万4,237円をいただいております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） ありがとうございます。

それでは2回目以降の再質問ということでお願いします。

災害復旧は4年間で完了するということになっております。災害は、必ず国から技官と、財務省から財布持ちが来て、必ず現地を確認して査定するということになっております。今回の災害も、8月28日の前回の災害同様激甚災害に指定される見込みということで、大変力強く感じておるところでございます。

それで、再質問の中の1点目ですけれども、人員体制についてですが、ちょっとまだ今の応援者数では足りないのかなという感じがしているんですけども、8.28とは比較にならないかもしれませんが、かなりの人数の人が応援に来てくださっていました。今はこの前の新聞でも、技術系職員が全国的に足りないんだと、どこの市町村も県もそうですし、足りないんだということなんですけれども、今後全体的に運営いただけそうな人数というのは、今の人数でやるほかないんだよということになるのか、いやいやまだまだ応援を要請することになるのか、その辺についてちょっとお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 副村長。

○副村長（角 幸治君） 今後の支援の見込みですけれども、現在県などと調整いたしまして、今回の現時点の把握している被災状況を踏まえると、ほぼ適正な人員体制であると考えております。さらに、不足する部分については、県の建設技術センターからの支援もいただきながら、遺漏なく対応していきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 今、災害の状況を見て、今の人数で大体何とかかなという回答でございまして、いい方向に持って行っていただきたいと思います。

それでは、2点目についてですが、村道の吹ノ沢橋、村長からも応急工事で実施しますよということで、冬季間も心配ないような感じのご答弁をいただきました。それで安心しているんですけども、今の状況でなかなかちょっと大きいバスとか、通れない、まだ状況に吹ノ沢がなっています。このまま冬になると、その部分の除雪関係とか、あるいは今は湯沢方面に出ていくときは松平の集落中を出ていっているんですけども、そういうことも考えて、何とか早めの復旧をと思ったんですけども、応急工事実施していただけるということですので、ひと安心でございます。

2点目はそれで結構ですけども、次に農林関係ということで、①出穂時期の最も水を必要とするという時期の関係ですけれども、これも応急工事をやって最小限何とかなったということで、これもよかったと安堵しました。これ作る時も、私は一般質問するときも、状況がよく分かっていなかったもんですから、私らの集落では、水路が吹ノ沢の上の方から持ってきているんですけども、みんな水路が埋まったところもあって、応急的に、そこに上の方から途中からパイプを入れて、水を少ないけれども持ってきて、それを交代で、それぞれが水当番をして、3地区に分けて、今日はこの地区、今日はこの地区、今日はこの地区ということで回して、出穂時期に水を持ってきたとい

う経緯がございます。ほかの用水路の組合ではどういうふうにしていたのか、ちょっと心配だったもんですから聞かせてもらいました。

それと②の、災害箇所も多いようなんですけれども、準備状況について私とても心配していたんですけれども、本来であれば、私の経験から言うと災害あると災害報告をして、すぐ測量に入って、写真を撮って、そして査定設計書をつくって査定を受けると、もうそれが忙しかったものですからね。恐らく10月入ればもう査定が入ってくると思うんですけれども、査定を受けながら、片方では設計書をつくっていくと状況で繰り返してきたという状況なんですけれども、その辺でちょっと心配をしていたところでございます。

あと、40万円以上が災害の対象ですけれども、それ未満については小規模災害というようなことで対応できるかと思うんですけれども、その辺漏れ落ちのないようにお願いしたいと思います。あと、併せて応急工事、結構、よそでもやっているかと思うんですけれども、応急工事も災害復旧の対象になります。査定官に出さなければ応急工事は認められないので、そこに応急工事は何本かありますよ、本工事は何本かありますよという格好で出すんですけれども、その辺も漏れ落ちのないようにお願いしたいということでございます。

続きまして、4点目のその他ということで出させていただきましたけれども、被災住宅についてお伺いします。さっき補助制度について村長から答弁をいただきました。被災者大変だと思うので、経済的な負担を軽くする意味で、村でもそれぞれに上乘せして加算金を出すというようなことお考えになりませんか。村でもそこに上乘せ加算をするというようなことは考えられませんか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 国の制度と県の制度もあるんですけれども、県の制度の中では、その一部を村が負担をするという仕組みになっておりますので、実質村も負担をしているという状況でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 制度のあれ見ると50%ですか、県の負担に対しての50%となっていましたですね。そのほかにプラスというわけにいきませんか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 災害復旧のための支援というのは様々な実は支援がありますので、そこに着目して支援を出すというのは、今のところ議論をしていないんですけれども、例えばさっき、今回も、下水道・水道料4か月減免という制度も実施しますし、税の減免とか、様々な部分で支援はしてまいりたいと思いますが、住宅の制度についての、国、県、そして県の中で市町村が負担をしていると、それにまたつけ加えて、村の単独ということは考えておりません。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） それではあれですか、国・県の補助対象外である床下浸水とか、準半壊について、国、県の補助がないんですけれども、地元の人々の状況を見ていますと、泥出しとか、それなりに苦労しているんですね。それらについて、村独自の補助をする考えはないですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 床下については、様々な様態もございますから、基本的には床上の支援なんですよね。床下について支援しているのは、例えば雨水がどんどん入ってきて、合併浄化槽の水をどんどんくみださなければならない、そういったところの支援はしていますが、床下浸水をしたことについての補助制度というのは今村で考えていないところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 私、松平、隣の集落ですけれども、見ていますと、床下浸水なんだけれども、結構土砂が入ったり、あるいは給湯器が駄目だったり、エアコンの室外機等が駄目になったり、結構しているんですね。火災保険対象にならなかったとか、なっているんですけども、結構大金かかっているんです。そういうこともあるものですから、そういう床下浸水も対象にして欲しいなど、何か幾らかでも補助の対象にして欲しいと思うんですけれどもいかがでしょう。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 今お話承りまして、様々多分被災者のニーズがあると思います。それに十分お聞きしながら、どういう形でどういうものに補助するかというのは全体の中でちょっと整理をしていきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 分かりました。

それと、各集落に公会堂ございますけれども、それらも被害に遭った場合、対象になるのか、補助の対象になるのか、その辺についてもお聞かせください。例えば、私が知っているのは高田とか、上関とか、ほかにあるかないかちょっと分かりませんが、私らの集落は床上浸水になったけれども、大したことないので、作業場を改造したところなので大したことないんですけれども、そういうのについてはどういうふうにお考えですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 集落公会堂につきましては、今その制度組みを検討をさせていただいているところでございます。実際床上まで上がって大きく被害を受けたというのはやはり、高田と上関の状況でございます。それ以外のところにつきましては床下という格好の中で報告を受けてございまして、そこについてはまず乾かしてそのまま使うというような話もいただいておりますし、大きく被害あったところについては今後、その制度設計をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 了解です。

もう一つ、湯沢の村有温泉も被害にあると聞いています。各施設もあるけれども、個々にも何軒かそのお湯を引いているわけですが、それらについての現状、どういうふうになっているのか、温泉の状況、お湯の状況、村有温泉ですけれども……

○議長（渡邊秀雄君） 平田さん、通告に入っていない。

○8番（平田 広君） 個人の被害なので、一緒に聞こうと思いました。

○議長（渡邊秀雄君） 通告以外は質問しないでください。

○8番（平田 広君） そうですか、はい。

それでは次に、その他の②、水没して使えなくなった農機具更新への支援について。保険入っている人とですね、農機具が水につかれば結構金が大いいもんですから、使えなくなったということで、コンバインとかトラクター、それらについて補助をどのように考えているか。さっき国・県の要望しているということでしたけれども、もう今々も稲刈りをせねばならない時期ですね。その辺をどういうふうに考えているのか教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、農機具の更新というのはまた先でもできる場所ですが、間近に迫った稲刈りについては、コンバインのレンタルを考えておりますし、また作業委託、そういった形での、稲刈りをする場合に、補助を今検討しているというところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 農家の人も結構高齢化していますので、このままですと、ちょうどいい機会だからやめようかなという人もやっぱり考えている人いるんですね。そんなこともありまして、農家の皆さんが継続して農業ができるように、いろいろ補助とかあるいは融資制度、今回建物もそうだしいろんな今度個人で出さなくてはならない金が出てくる、それらの融資制度はどういうふうになっているのか、お聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 更新事業につきましては、先ほど来ご説明させていただいているとおり、国・県の方で制度を検討させていただいているところです。融資制度とか、そういったものにつきましては、その状況にもよりますし、個々の農家さんの状況を踏まえて、いろいろと、声を拾いながら検討していくという形になろうかと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） ぜひ融資制度、今の豪雨に限らず今までもちょっとした大雨が降って災害が

あれば、そういう融資制度を無利息、ほとんど今のあれであれば無利息になると思うんですけども、前は農家1%出しというようなここまで下げて融資制度をつくったけれども、ぜひ、そういう融資制度も考えてください。

それでは、③の松平集落内の災害復旧について、お聞かせください。水路が土石流で埋まって、さらにその土石流が宅地に入り込んだということなんですけれども、10年ほど前に同様のことがあって水路のかさ上げをお願いしたという経緯があるそうです。それで地元の皆さんは安心していただけたけれども、さらに今回は10年前以上の土石流が、水路と宅地に入ってきたということなんです。再度の豪雨を予測して、10年ほど前につくってもらった土留め擁壁も多くが崩壊し、私も倒れた擁壁を撤去をした後ですけども、現場を見てきたんですけども、鉄筋1本しか入っていないちょっと弱いなというふうに感じてきたんですけども、それで今回の水害でやられたんだと思います。そういう鉄筋もろくに入っていないくて、村の仕事としてはお粗末な土留め擁壁だと地元の皆さんは口説いておられました。水路の土砂は役場で撤去してくれたが、個人の民有地に入った宅地に入った土砂については、私有地なので自分で片づけてくださいというようなことだったそうです。地元の皆さんは、仕方なく自分でそれぞれ土砂を撤去したということでした。集落の人は、以前にもこんなことがあって、またこれだということで、畜産の臭いに悩まされたり、水害に遭ったってもうここに住みたくない、お金があればよそに行きたいというふうなことも口説いていました。

そこで、土砂撤去の一部補助は考えられないか、個人の宅地に入った、建物については床上・床下で補助の対象ありますけれども、そういう土砂が入ってきた、高田とまたちょっと違うんですけども、高田は冠水して水が流れなくてそういう状況になったんですけども、松平はどんどん水がもう水路に土砂で埋まり土石流が入ってきたという状況ですね。それらの一部補助が考えられないか、伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 議員のご質問、あらかじめ質問に書いていただければお互いしっかりした議論ができるんですけども、今敷地内の土砂も撤去できる制度がたしかあったような気がするんですよ。ちょっとその辺があいまいな中で今どうするとお答えしかねますので、できれば、そういうご質問があるのであれば事前に一般質問の中に入れていただければしっかり答弁できると思います。申し訳ございません。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） そうですね、その辺もっと細かく書くべきだったんですけど、入りきらなかなということ、こういう格好にさせてもらいました。またいろいろ検討していただければ、いいかと思います。農地であれば、土砂が、水路と下の方に田んぼ埋まった、それはもう田んぼに埋まった土砂の排除は、災害復旧事業の対象になりますけれども、今回宅地なのでいい方法がな

いのかなと思っていますんですけども、検討よろしくをお願いします。

それと松平の場合は、今のその水路の上が国有林なんですね、国有林ですぐ上にダムがあるんですけども、そのダムを越えて土砂どんどん入ってきたということなんですが、土砂が来なければ、水路も間に合ったのか、その辺はちょっと分かりませんが、それでも被害は少なかったと思います。上のダム、何とか追加設置等の検討を願いたいと、国有林の治山ダムになるのか、あるいはその砂防ダムというような格好で考えればもっといいかと思います。ぜひ要望してください、お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 具体的な箇所等につきましては、また個別具体的にご相談いただきまして、村でやるべきものあるいは県でやるべきもの、そういうのも整理しながら今後検討していきたいと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） よろしく願います。

それでは、④の吹ノ沢川一帯の災害復旧についてお伺いします。この吹ノ沢川は、ちょっとした大雨豪雨のたびに被害に遭っているところがございます。今回また被害が一体的であり甚大でした。復旧には、私の考えでは河川を直さなければならない。次に道路を造らなければならない。農地としてはその後になると思うんですけども、そういう意味で復旧には時間がかかると思っております。ただ小見集落と上野山集落、あの辺一体田んぼがございますけれども、約22町歩ございます。そこにずっと吹ノ沢の途中から大堰用水というんですけども水を持ってきている、そこにもちょっと被害がございまして、上流側だけなんですけれども、かなり土砂が山から落ちてきて埋まっています。説明会もしたと聞いていますけれども、どういうふうにすべきか、地元にとっては水田のほか、防火水槽とか入り水、そしてまた池の水にも利用している大変重要な用水路になっています。それをできれば早めに復旧してほしいということと、農地については、来週の植付けに間に合うように対応していただきたいと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまの用水につきましては、大堰用水と、こちらの方ではイゲタ用水というふうに思っておりましたけれども、地元の関係者の方から、議員おっしゃるとおりの、重要な用水なので早く復旧してほしいという声をいただいておりましたので、そちらの方なるべく早く復旧できるように、今段取りをしているところがございます。

あと農地、農業用施設の来期に向けての復興というところがございますけれども、いろいろの事業、河川の方の事業もありますし、それら含めてなるべく早く復旧したいと思っておりますけれども、その前に、いろいろと地元の関係者の方から意向を聞きながら今進めている最中でございます。

す。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 今いろいろ進めている最中だということなんですけれども、本来応急工事で水を持ってくればよかったかなと思うんですけれども、その時期も過ぎてしまったので、あとはいかに査定を早く受けて、すぐ実設計を出して、発注するような格好になるのかなと思うんですけれども、その辺何とかいい方向に持って行ってください。お願いします。

⑤番の義援金の関係もお聞きしましたし、通行止め、交通規制も、園児・小中高生、ちょっとあれはあったとは聞いたんですけれども、うまく順調にしているようなので、ひとつよろしく願います。

今回の豪雨災害で、幸いにも人的被害はなかったんですけれども、私が見た限り、被害としてはやっぱり高田集落と湯沢集落が一番大きな被害を被ったのかなと感じています。ハード面だけじゃなくて、心のケアも重要だと思います。特に、高齢者は羽越水害で大変な思いをして生きてきました。また災害だということで精神的なダメージも大きいと思います。その中で高田の人の話なんですけれども、荒川にはまだ少し前川から水が出ていたんだと、そういう余裕があったんだと聞いたんですけれども、前川の樋門の閉鎖の時期が早かったのではないかと、それで被害が大きくなったという人がおられました。さっきの村長の答弁で、鈴木議員さんが質問されたところで、今の対応はこれでよかったんだというような答弁だったと思うんですが、高田の場合、下の貝附の堰がございまして、その関係でいつも低いところの宅地の人たちは、やっぱり水門の上げ下げの関係で、遅いと、いつも遅いというようなことで、直接水門を管理しているところに電話して、はよ開けてくれということが何回もあったと私も耳にしました。そういうこともありまして、鈴木議員が言うように、今後のためにも、高田集落の冠水防止のためにも、検証が必要であると私も思います。被害が大きいので、今回はいろいろ大変だと思いますが、復旧・復興に向けて、村には頑張っていたいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、11時半まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 4番、伊藤敏哉です。よろしくお願いします。

このたびの豪雨災害で被災されました村民の皆様へ、心からお見舞いを申し上げます。また災害

発生当初から、避難対策をはじめとする村民の安全確保対策、住居の確保対策、災害ごみの対策、被害状況の調査、復旧・復興に向けた対策など、昼夜を問わずにご尽力いただいております加藤村長をはじめ職員の皆様に心から感謝と敬意を表します。

令和4年8月豪雨による農業被害の現状と復旧・改良方針についてお伺いします。

8月17日に村が発表した被害概要（第14報）による農業関係の被害は、農地342件、ため池1件、農業用施設186件となっております。これらの被害の内容について、現段階で調査・推計等されている具体的な被害の規模（被害額、面積、土量など）と、復旧に向けた方針やタイムスケジュールの見込みについてお伺いします。

2点目です。関川村土地改良区第3区（女川）におきましては、新堀用水路、願人堀用水路とも、土砂崩れによる閉塞で通水ができない状況となり、8月12・13の両日、関係農業者による土砂撤去作業が行われ、願人堀用水路は通水可能となったものの、新堀用水路9号隧道出口から上流部分は土砂崩れで危険なため作業ができない状況となっております。当面の第3区内の水手当てにつきましては、通水不能な新堀用水路受益地域は、9号隧道出口以下の沢水と願人堀からのポンプアップ注水で対応することとなりました。このような状況下、土地改良区では、来年度に向けた復旧が急がれる状況であります、村の支援方針・体制についてお伺いします。

続きまして、3点目でございます。第6次総合計画の「地域総合戦略－農業施策－基本的方向」の部分で、次のように述べられております。「村内のかんがい排水施設は、1967（昭和42）年羽越水害の復旧事業で整備された施設が多く、老朽化によりその維持補修にかかる経費は年々増加しています。安心して農業経営が続けられるよう施設の修繕及び改良を推進し、取水施設の統合も含め、かんがい排水施設の整備を推進します。」とあります。

今後関係農業者の減少、高齢化が進む中、人海戦術による復旧は次第に困難となり、発生頻度が増すことが予想される豪雨災害に対応可能な施設にするためには、「改良」に重点を置いた取組が必要と考えますが、前述の「新堀用水路」「願人堀用水路」の改良事業の推進に関する見解をお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 伊藤議員のご質問に順次お答えをいたします。

まず1点目の農地農業用施設の具体的な被害額、面積、土量などについてでございますが、現在、国には、被害額を、農地で15億300万円、施設で25億4,100万円、合計で40億4,400万円と報告をしておるところでございます。また面積、土量につきましては、土砂の流入により稲刈りができなくなってしまった面積については20ヘクタール以上、その他水路への流入した土砂を含めて20万立米を超えるのではないかと推測をしているところですが、現在進めています測量の結果次第では、変動があり得るものと考えます。

復旧方針としましては、村や農家の負担が少なくなるような国庫補助制度事業での復旧を最優先に考えておりますが、国の補助事業で定めた基準等に該当しないものにつきましても、極力起債を充当させるなど、有利な財源のものを活用して復旧を進めていきたいと考えているところです。

今後のタイムスケジュールとしましては、10月から本格的に始まります国の災害査定に向け、測量作業を急ぎ進めているところでございます。工事の着手の時期につきましては、査定後が基本となりますが、特に復旧を急ぐものについては、災害査定を待たずに実施していきたいと考えています。

次に新堀用水路の復旧に対する村の支援方針及び体制についてでございます。この新堀用水路や願人堀用水路は、女川左岸200ヘクタールをかんがいする幹線用水であり、次期の作付けに備えて早急に復旧をしなければならないものと考えております。しかしながら、被災箇所状況から重機での作業が難しく、作業には人力による作業が中心と考えられます。村ではなるべく早い工事着手を目的に、いち早く当該地区の測量業務を発注し、調査を進めながら、県からの技術支援と、土地改良区の連携のもとで、早期工事着手に向けて、復旧方法の検討を行っているところでございます。

3点目の新堀用水路、願人堀用水路の改良事業についてでございます。議員ご指摘のとおり、関係農家の減少・高齢化が進む中で安心して農業経営を続けられるように、水路の改良工事を進めていかなければならないと考えています。現在施設を管理する土地改良区と連携し、2基の改修事業を進めているところですが、今回山腹崩壊により土砂が流入し被災した箇所は、現在事業化されております箇所の上流に位置し、改良の計画が事業されていない箇所でございます。今後復旧を進めるに当たって、当該箇所の改良復旧の可能性について検討を行うほか、このたびの災害で被災していない箇所についても、土地改良区の意向を踏まえながら、連携して対策を検討していきたいと考えています。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

1点目につきましては、非常に細かい積算といいますか、被害額も、農地、それから施設合わせて40億円というような回答をいただきました。それから農地の被害につきましても、先ほど平田議員の質問にもございましたけれども、災害に該当しない部分についても、鋭意有利な財源を確保しつつ、対応していただけるということですので、大変心強く考えております。

2つ目の新堀用水路、願人堀用水路の関係でございますが、土地改良区と連携をしていただいて、積極的に復旧に努めるというご答弁をいただきました。当新堀用水路、願人堀用水路とも、管理主体は土地改良区ではありますが、女川地域の左岸、最も重要な農業基幹施設であります。復旧に向けては、ぜひとも村が積極的に関わり、リーダーシップを発揮して進めていただきたいと考えておりますが、いま一度といいますか、改良区への支援体制について、人員的な支援体制といいますか、

そういうものが、もし決まっているようでしたら、お伺いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご指摘でございますけれども、改良区の方とはもちろん連携はいたしますけれども、災害復旧自体全部なんですけれども、村が事業主体となって実施するという体制を整えております。その中で改良区と連携を図りながら、実施するという形で復旧を急いでいきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

村が事業主体となって、改良区はじめ関係の団体と連携して進められるということで、よろしくお伺いいたします。

3点目でございます。先ほど村長から答弁いただきました中に、今後の改良については、十分な調査を進めながら改良に向けて取り組むというご答弁だったかと思えます。先ほど冒頭、8月の12、13日に、復旧のための協働作業を行ったと申し上げましたけれども、私もその作業に従事をいたしました。願人堀用水路は特に用水の最上流の取水地点までの道のり、行程が非常に厳しくて、滑落防止のために設置されたロープを頼りに上り下りする箇所が何か所かございます。毎年、そこに向いて作業を関係者でやるわけですが、現地にとどり着くまでが一苦労というような状況でございまして、若い年代の方であれば、余力が残っていて作業してまた帰ってくるというようなことが可能だと思いますけれども、なかなか非常に、その行き帰りだけの労力で非常に厳しいものがございます。今回の協働作業時におきましても、2日目において軽傷ではございましたけれども、熱中症との合併といいますか熱中症で倒れられたのか、その辺の直接の因果関係は分かりませんが、転倒されて右の顔面を擦傷、擦り傷程度の軽傷だったようですけれども、ご自分で病院まで行かれたということで、幸い大きな事故にはならなかったんですけれども、そのような事故も発生したところでございます。

加えまして少しお聞きいただきたいのは、願人堀用水路で毎年定期的な江ざらい作業が土地改良区の主催の下4月に行われるわけですが、人間が立つことができないような狭いコルゲート管の中で胴付きという長靴、胸まであるような長靴を着用しまして、立て膝状態で堆積した土砂をスコップで順送りに送るというような作業をやってまいりました。非常に苛酷な作業で、真っ暗闇の中でヘッドライトをつけつつの作業でございますし、非常に劣悪な環境というか、空気もまた薄い状況なわけですが。そんな中、先日その協働作業に従事された70代半ばの関係者の弁でございますが、あと二、三年は頑張れば参加できるかもしれないけれども、その先は自分はやっと来れないと、来れる自信がないというようなお話をされておりました。この方と同年代の関係者は非常にたくさんいらっしゃるし、まだ今は農業の中心的な役割を担っている方が非常に多いわけでは

が、その方々が5年後あるいは10年後になったときに、今のような全員が出向いて半日なり1日なりという作業をやるような維持管理が果たしてできるかというようなことを考えたときに、非常に不安を抱える我々関係者でございます。

地域総合戦略で述べられている取水施設の統合も含めかんがい排水施設の整備に向けて、村の主体的な取組を切に要望するところでございますけれども、この総合計画にうたわれております取水施設の統合も含めかんがい排水施設の整備を推進しますということにつきまして、現在の村で抱えられているこの2つの用水路の改良について、具体的な考えとございますか方針がありましたら、お願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 申し訳ございません、排土の方法とかということですか。

○議長（渡邊秀雄君） 伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） 排土でなくて、取水施設の統合にうたわれておりますので、恐らく取水施設を合併してどこか、あるいはどちらかのものを使うのか、そこから分岐して用水利用するというような構想が、この計画のときにあったのかと思うんですが、それらの今現段階での認識について伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） 申し訳ございませんでした。ただいまのご質問でございますけれども、統合につきましては、ほ場整備が完了したことによって、用・排水施設関係が全部が新堀・願人堀の方では統合されてきているのではないかなと思います。その中で、では新堀用水路だけでいいのかという問題も含めて、今回の災害でも補給用の用水路として願人堀が非常に重要な役割を果たしたということもありますし、そういったことも含めまして総合的に判断しながら、統合とかまた被災しないような施設とか、そういったものを考えていきたいと思っておりますし、今回の災害で特に感じたのは管理用道路、議員ご指摘のとおりそこへ行くまでに、被災箇所まで行くのに大変疲れてしまうというような状況でもございましたし、全て人力に頼るような施設というところもございます。そういったところを含めまして、管理用道路の必要性を強く感じておりますし、いろいろな面で、人海戦術でなければというところを少しでも改良していきたいと思っております。

○議長（渡邊秀雄君） 伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

管理用道路の整備も含めた総合的な改良についてご検討いただけると承りました。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君）

13時まで休憩いたします。

午前 1 時 4 7 分 休 憩

午後 1 時 0 0 分 再 開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、7 番、高橋正之さん。

○7 番（高橋正之君） 7 番、高橋正之です。

このたびの水害で被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

令和 4 年 8 月 3 日からの豪雨による水害で、甚大な被害をもたらしました。幸いにも、人的被害はなかったものの、土石流による家屋の損壊や床上・床下浸水、村道、農道の陥没や崩壊、橋の陥没、用・排水路の損壊、農地への土砂流出や法面の崩壊など、村内全域に甚大な被害が確認されました。水田では出穂期にあり、最も水が必要な時期と重なり、稲の生育にも影響が及ぶことが懸念されます。また、住宅被害も多いため、被災者の生活の不安を払拭し、速やかに住居の安定を図ることなども急務であると考えます。

現在、国、県、企業やボランティアなどたくさんの方々に支援をいただき、復旧に向け取り組んでおりますが、長期戦となるため、継続的な支援体制が必要です。昭和 42 年の羽越水害に匹敵する甚大な被害で、激甚災害の予定をされているところであります。

そこでお聞きいたします。復旧・復興について、どのような形で進めていくのかお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 高橋議員のご質問にお答えをいたします。

平田議員、伊藤議員の答弁でも触れておりますが、このたびの 8 月豪雨災害では、住宅、道路、農地、公共施設など広範囲にわたり、甚大な被害が発生いたしました。住宅におきましては、460 軒に被害が及んでおります。まずは被災された皆様が 1 日も早く日常生活を取り戻すことができますよう、被災認定に応じた住宅の応急修理の支援金や、生活再建の支援金の交付を急いでいるところであります。

また災害ボランティアにつきましては、これまで全国から延べで約 3,000 人近くの皆様においでいただき、被災住宅の片づけ作業や清掃などの応援をいただき、被災者にとっては生活再建に向けた大きな励みとなりました。引き続きボランティアとしての参加を募り、被災者のニーズに応えられるよう努めてまいります。

道路等公共施設の復旧に当たりましては、住民生活や経済活動に支障が生じないよう、県にも早期復旧を要請しているところですし、村としてもスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えています。

産業面ではまず、村の基幹産業である農業分野が最も打撃を受けておりますので、これまでお答えしましたとおり、農業者が生産意欲を失うことがないように、しっかりと支援してまいります。

観光分野では、鷹の巣温泉、湯沢温泉も甚大な被害を被りました。いずれも知名度が高い村の重要な観光資源でありますので、インフラの早期復旧に努めつつ、事業者が安心して事業を継続できるよう必要な支援を行ってまいります。

また大きな課題となっておりますJR米坂線の対応です。冒頭のご挨拶でも触れたとおり、早期再開に向け、国やJRに要望しているところですが、引き続き近隣自治体とも連携しながら関係機関に早期再開を訴えていきたいと考えています。

いずれにしましても、被災者のニーズは時間の経過とともに変化をしていきますので、丁寧に耳を傾けながら対応するとともに、このたびの被災による人口の流出や事業者の廃業、離農などによって、村の活力が失われることがないように、速やかに復旧を進め、災害に強い村づくりに取り組んでまいります。

以上概略ではありますが、復旧・復興に向けた考え方を述べさせていただきました。引き続き、関係各位のご支援・ご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） 大変ありがとうございました。

詳細については、全協でまたお伺いしたいと思いますが、1点についてだけちょっとお伺いします。湯蔵川についてなんです、県の管轄ではありますけれども、55年前の羽越水害と同様の形で災害が発生しておりますが、このことについて改修とかそんな方向を何かお考えがあればお伺いしたいと思いますが、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 湯蔵川の被害につきましては、度々県ともお話をさせていただきまして、このたびの雨のような災害があったときに、またあいつた土石流にならないように、工法についても内々にいろいろと相談を申し上げます。いずれにしましても、こうした災害でああいう事態が生じないような対策を村としては要望していきたいと思っています。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋さん。

○7番（高橋正之君） ありがとうございました。

ぜひ、今後の課題として取り上げていただくようよろしくお願いをいたしまして、私はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊秀雄君） これで一般質問を終わります。

日程第5、委員長報告

○議長（渡邊秀雄君） 日程第5、委員長報告を行います。

産業建設常任委員長から報告を求めます。委員長、高橋正之さん。

○産業建設常任委員長（高橋正之君）

産業建設常任委員会調査報告書

標記の委員会を下記のとおり行ったので、関川村議会会議規則第77条の規定により報告します。

記

- 1 視察を行った日 令和4年8月6日（土）
- 2 参 加 者 議長 渡邊秀雄、委員長 高橋正之、委員 伝 信男・菅原 修・平田
広、議員 近 壽太郎・鈴木紀夫、議会事務局2名
- 3 視 察 の 場 所 関川村内全域
- 4 視 察 事 項 令和4年8月豪雨による被災箇所の確認
- 5 内 容 令和4年8月3日からの豪雨による水害で各地に甚大な被害をもたらしました。被害は関川村全域に及んでおり、正確な被害状況を把握し、早期復旧を目指すものです。
- 6 ま と め このたびの豪雨により、人的被害はなかったものの、土石流による家屋の損壊や床上・床下浸水、村道・農道の陥没、法面の崩壊、橋の陥没、用水路の損壊、農地への土砂流出や法面の崩壊など、村内全域に甚大な被害が確認されました。

水田ではこれから出穂期にあり、最も水が必要な時期と重なり、稲の生育にも影響が及ぶことが懸念されます。また、住宅被害も多いため、被災者の生活不安を払拭し、速やかに住居の安定を図ることなども急務であると考えます。

現在、国・県、企業やボランティア等たくさんの方々に支援をいただき復旧に向けて取り組んでおりますが、長期戦となるため、継続的な支援体制が必要と思います。

令和4年9月8日

産業建設常任委員会
委員長 高橋正之

関川村議会議長 渡 邊 秀 雄 様

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 委員長報告に対する質疑を許可します。質疑はありますか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

委員長ご苦労さまでした。

以上で、委員長報告を終わります。

日程第6、報告第7号 専決処分の報告について（令和4年度関川村一般会計補正予算（第5号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第6、報告第7号 専決処分の報告について（令和4年度関川村一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第7号は、専決処分の報告についてでございます。

8月豪雨災害に関しまして、応急措置や今後必要となる財源につきまして、令和4年度関川村一般会計補正予算（第5号）を編成し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましてので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 第5号の一般会計補正予算を説明させていただきます。

15億800万円を追加いたしまして、予算総額63億7,040万円とするというものでございます。

12ページをお願いいたします。

歳出からでございます。

2款総務費1項総務管理費、まず、情報システム管理費でございますが、県などからの応援職員用のパソコンでございます。10台分ということで180万円。それから村有財産管理費でございますが、こちらは、旧荒川水力電気の住宅を応急仮設住宅に整備するというための費用でございます。修繕料で100万円、電気設備点検で10万円でございます。安心安全対策費です、被災者支援ということで消耗品類が190万円、食糧費、炊き出しで30万円です。災害対応資材リース料170万円、こちらは、湯沢と高田に設置いたしました移動トイレ、それからリースした車代でございます。軽トラであるとかバン、乗用車、それからごみの置場につきましてはフォークリフトなどをリースしてございます。備品購入費は、応急仮設住宅用のエアコンということで、これが70万円ほど、そのほか備品類ということで160万円を計上させていただきました。

13ページです。

3款民生費1項社会福祉費です。こちらは、ゆうあい1階が水没いたしまして使えなくなったということで、ふれあいで事業を行うというための経費でございます。ふれあいの家の修繕料が24万1,000円、ゆうあいの土砂撤去で60万円、ふれあいの家のボイラー点検委託で9万円です。工事請負費につきましては、電話の移設工事で17万5,000円です。

3項災害救助費です。災害救助法に基づく措置でございまして、消耗品は、被災されました児童生徒の学用品ということで20万円、修繕料につきましては、住宅の応急修繕の関係です。災害救助法に基づくもの、ここに県の上乗せ補助ということで2億1,839万4,000円計上してございます。

4款の衛生費1項保健衛生費です。感染症を予防するための薬剤ということで150万円です。

2項の清掃費、災害ごみの処理対策費ということで、需用費で193万円、手数料で5,544万円、各種委託料で9,863万円それぞれ計上してございます。

15ページ、3項上水道費、簡易水道事業会計補助金900万円、水道施設の応急復旧工事の財源でございまして。

5項農林水産業費1項農業費です。畜産団地の浄化槽であるとか進入する道路の補修ということで100万円でございます。

7款土木費4項下水道費、下水道施設の応急復旧工事の財源として、下水道事業会計への補助金ということで1,800万円であります。

17ページです。

5項住宅費、施設維持作業委託で5万円、村営住宅を応急仮設住宅にするためのハウスクリーニングの費用でございまして。

8款消防費1項消防費、備品購入でございまして、消防のホースなどということで、高田集落を中心に流されてしまったということで100万円。それから、消防の積載車、小型ポンプ、通信機器に関しては、湯沢隊の車が水没してしまった、そのための関連経費でございまして、820万円です。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費ということでございまして。消耗品で20万円、測量調査で2,000万円、工事請負費が5,000万円、原材料費100万円。それから補助金は農家に対するものでございまして500万円計上してございます。

2目の林業施設災害復旧費です。修繕で100万円、測量調査で4,000万円、工事請負費で2億250万円あります。

それから19ページです。

2項公共土木施設災害復旧費、需用費で1億200万円、委託料で3億500万円、使用料・賃借料ですが、これは積算システムの使用料であるとか、コピー機・大型プリンターのリースなどでございまして500万円、工事請負費で3億2,500万円、土地の購入で10万円、物件補償料が500万円計上してございます。

3項その他公共施設・公用施設災害復旧費です。修繕料につきましては、中学校のグラウンドの擁壁あるいは土砂の除去などの経費でございまして、225万円です。それから委託料です、河川敷の復旧工事の設計積算委託で300万円。それから各種委託料は、高田のふるさと会館の清掃委託で50万円、それから同じくそのふるさと会館の防虫消毒委託で60万円、ごみ輸送委託で100万円あります。

工事請負費は、高田地区ふるさと会館、河川敷公園、川北ふれあい自然の家、それぞれ復旧工事で1,600万円であります。

続いて8ページお願いいたします。

8ページは、地方債補正ということで、10億4,520万円を追加するというものでございます。

9ページから歳入でございます。

10款地方交付税1項地方交付税、5,000万円計上してございます。

県の支出金県負担金につきましては、災害救助費の負担金ということで1億2,119万4,000円。災害救助法に基づくものでありまして、住宅の応急修繕あるいは学用品の給与品であります。

それから2項の県補助金につきましては、住宅の応急修理の関係での県の上乗せ分の補助でございまして、9,740万円。

18款の繰入金、財政調整基金を繰り入れます。4,664万9,000円。

19款繰越金、前年度繰越金で1億4,755万7,000円です。

21款の村債につきましては、先ほどの地方債補正のものでございまして、10億4,520万円です。

今回の補正につきましては、国・県の補助金はまだはっきりしないということでございますので、主には村債での予算組みとしております。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。

こんな重大な災害、専決された村長の考えも分かるんですけども、できれば、通年議会なので、こういう重大なときこそ通年議会を利用していただきたかったと思います。専決された理由は、多分村そのものが忙しくて、議会を招集する暇もなかったと想像されるんですけども、村長いかがですか。

○議長（渡邊秀雄君） 村長。

○村長（加藤 弘君） 予算については基本的には議会で審議していただいて予算を成立させるこれ基本でございますし、その考えに私も全然異議がありませんし、そのとおりすべきだと思っております。

今回につきましては、3日、4日で災害が起き、即そこから事業を執行しなきゃならないという時期に、議会を開催する暇もございません。従いまして、必要最小限この9月の議会までにしなきゃならないものについては計上しなきゃならないということで、当初もっと実は補正額も多かったんですけども、やっぱり9月の議会で審議していただけるものは先送りをして、当面取りあえずやらなきゃならないものについては計上しようということで、今回の予算規模を計上させていただ

きました。引き続き議会の皆様に災害復旧事業につきましても、ご相談しながら事業を執行していきたいと思えます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 15ページお願いいたします。

15ページの上段に仮置場整備委託料細節の3番、5,390万円。これ金額が非常に大きいと思うのですが、箇所について聞かせてください。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） 今回の災害ごみの仮置場については、丸山公園、それから高田の農村公園、そして南赤谷地内になりますか、河川敷内の国交省の土地をお借りしての仮置場の設置という形でさせていただきました。この整備の委託については、重機の関係でバックホウ等を使わせていただく、その関係で、この整備委託5,390万円を計上させていただいております。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

それから、18ページ一番下段、林業施設災害復旧費のところ、14工事請負費、林道の災害復旧事業費の工事請負費で2億250万円計上されておりますが、主な箇所を教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが林道被害でございますが、林道全部で13路線ございますがそのうち9路線ということでございます。一番大きかったところとしては新関沢線ですね、そういったところで大きな被害が出ております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 16ページをお願いします。農林水産業費4目の畜産振興費、修繕料上がっていて、総務課長からさらっと説明はいただいたんですが、詳細な説明伺いたいです。お願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、畜産団地の浄化槽でございますが、浄化槽の方に最初豚舎から入ってきまして、すぐのところ、上からの土砂をかぶりまして、土砂が流入したためにそれを取り除くような作業、そちらの経費と、あとはその乗り入れ口になりますが、格納庫でございますがそちらの乗り入れ口が崩壊したというところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 2点ほどお願いします。

1点目は8ページの災害復旧事業債なんですけれども、国・県の補助が決まっていないから、取りあえずまず起債でもって対応しますというような格好だと思えますけれども、そういう説明があったと思えますけれども、この災害復旧の事業債というのは、過疎債であれば7割とか、ある

いは辺地債であれば8割とかありますけれども、その割合と何年据置き何年返済というか、そういうのが分かったら教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 充当率と補助率があるわけですがけれども、補助の災害になれば、充当率、公共であれば100%とか農地であれば90%とかいうのが決まっております、それから補助率も、農地であれば84%のものが、激甚災害になれば今度補助率が上がるというような仕組みでございます。

それから交付税算入につきましても、ルールがあります。ちょっと今手持ち資料を持っていませんけれども、交付税算入、激甚災害ということもそうですし、ならなくてもパーセントで言えば、100%から90%ぐらいの算入率と承知してございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 何年据置きの何年返済になるんですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 2年据置きの8年償還でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 19ページ、お願いします。真ん中あたり14節の工事請負費、この中で3番の工事請負費、小規模急傾斜地崩壊防止2,500万円のついでございますけれども、この場所、教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） お答えいたします。

取りあえず予定をしておりますのが、中東、上野山、小見、幾地、山本の5か所です。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田さん。

○8番（平田 広君） 松ヶ丘の集落の法面、あそこも何かみんな青いブルーシート張って、避難の関係も結構長く避難指示がありましたけれども、その場所はあれですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 松ヶ丘集落の法面が崩壊している箇所につきましては、上に乗っている宅地の所有者と、それから法面の土地の所有者が違うということで、そちらの了解を得ないと、工事を施工することができないということで、この箇所には今のところはのせていない状況です。

○議長（渡邊秀雄君） 7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 今、平田さんが言われた19ページ、14節の1番工事請負費の道路、箇所をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 具体的な箇所につきましてはちょっと件数が多いので、箇所数でお答えをしたいと思います。39か所分です。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木紀夫さん。

○3番（鈴木紀夫君） 18ページ、18節の農業生産基盤整備等事業補助金、これ農家へというような説明だったんですが、どういった農家になるのでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） 農林課長。

○農林課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問ですが、この補助金につきましては、国補助起債事業、そういったものにかからないような事業で、地元の水利組合、農家さんが取り組んだ復旧事業に対する補助金でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 3番、鈴木さん。

○3番（鈴木紀夫君） 次、19ページ、16節土地購入費とありますが、借地ではなく今回土地の購入をして財産化したというのは、どういった経緯なのか、また箇所と使用目的をお願いいたします。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 場所につきましては、鮎谷地内です。村道の法面が民地となっていて、法面の崩落が発生しまして、民地のままですと工事が施工できませんので、購入するというものでございます。

○議長（渡邊秀雄君） 2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近です。

12ページの村有財産管理費の修繕料なんですけれども、以前業者さんからここを修繕して住めるようにするにはかなりの金額がかかるというふうなことを聞いたことがあるんですけれども、今回のこの修繕内容、お聞かせください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） まず8部屋あるうち5部屋、程度のいいもの5部屋を考えました。それから壁のリフォームであるとか、床であるとか、そういったものが中心でございまして、大元のお湯が出るように、ボイラー、それは断念をいたしましたので、その経費は入っていないということでございます。当時お金がかかると言ったのは、恐らくボイラー、その辺なのかなというふうに認識をしております。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） すみません、先ほど平田議員から起債の関係でご質問いただきましたけれども、お時間いただきまして、少し改めてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず充当率ですけれども、公共土木で100%、農林施設で90%というふうになってございました。それから交付税の算入率につきましては、元利償還金の95%というペーパーが見つかりましたので、お答えさせていただきます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第7、報告第8号 専決処分の報告について（令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第7、報告第8号 専決処分の報告について（令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第8号の専決処分の報告につきましては、令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、8月の豪雨災害に関する補正予算でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。詳細について、建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 専決第6号、令和4年度関川村下水道事業会計補正予算（第1号）について詳細を説明します。

最初に、収益的収入及び支出について説明します。8月豪雨災害により、今後修繕費の不足が見込まれるため、第3条に定めた営業外収益、営業費用に、それぞれ1,000万円の増額をお願いするものです。

801ページをご覧いただきたいと思います。

収入第1款第2項営業外収益、支出第1款第1項営業費用に、それぞれ1,000万円を追加し、営業外収益を総額3億2,929万円、営業費用を総額3億6,027万円とするものです。

次に、資本的収入及び支出について説明します。収益と同様に、8月防災豪雨により被災した管路の復旧に要する工事費及び設計委託料として、第4条に定めた資本的収入及び支出に、それぞれ800万円の増額をお願いするものです。

802ページをご覧ください。

収入第1款第3項他会計補助金、支出第1款第1項建設改良費に、それぞれ800万円を追加し、他会計補助金を総額1億6,800万円、建設改良費を総額3,010万円とするものです。

また、歳入の財源につきましては、一般会計からの補助金を充当するため、他会計の補助金に1,800万円を追加し、3億3,300万円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第8、報告第9号 専決処分の報告について（令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号））

○議長（渡邊秀雄君） 日程第8、報告第9号 専決処分の報告について（令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第9号の専決処分の報告につきましては、令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）でございます。8月豪雨災害に関する補正予算でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条2項の規定により報告するものでございます。詳細について建設課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 専決第7号、令和4年度関川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）について、詳細を説明します。

8月豪雨災害により被災した水管橋2か所の設計委託をするため、第4条に定めた資本的収入及び支出に、それぞれ900万円の増額をお願いするものです。

901ページをご覧ください。収入、1款4項他会計負担金を新たに科目設定し、900万円とします。また、支出、1款1項建設改良費に900万円を追加し、総額6,910万円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、伝 信男さん。

○9番（伝 信男君） 9番です。

この災害の割に水道関係の被害が少なかったような感じ、本当に助かっているんですけども、一番大きかった被害はどこですか。

○議長（渡邊秀雄君） 建設課長。

○建設課長（河内信幸君） 戸数的にはそんなに余計ではないんですけども、上野原地内とそれからその先にあります南沢牧場さんの方が、県道の橋が崩落したことによって断水期間が架設するまでちょっと長かったというところが一番大きかったと思います。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第9、報告第10号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第9、報告第10号 令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

村長の報告を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第10号は、令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。この報告は、法律の規定に基づきまして、村財政の健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の意見書を付して議会に報告するものでございます。いずれの比率も、国で定めております基準を下回っており、村の財政はおおむね健全化を確保しているものと思っております。以上であります。

○議長（渡邊秀雄君） 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書については、事前に配付されていますので、朗読は省略します。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第10、認定第1号 令和3年度関川村各会計の決算認定について

日程第11、認定第2号 令和3年度関川村下水道事業会計の決算認定について

日程第12、認定第3号 令和3年度関川村簡易水道事業会計の決算認定について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第10、認定第1号 令和3年度関川村各会計の決算認定について及び日程第11、認定第2号 令和3年度関川村下水道事業会計の決算認定について並びに日程第12、認定第3号 令和3年度関川村簡易水道事業会計の決算認定についてを一括議題とします。

村長の説明を求めます。

なお、詳細な説明はこれから設置する令和3年度決算審査特別委員会においてお願いします。村長。

○村長（加藤 弘君） 認定第1号、第2号及び第3号は、令和3年度決算の認定についてでございます。

令和3度の一般会計と6つの特別会計の決算につきまして、5月末をもって出納閉鎖し、会計管理者におきまして決算書が調製され、村長に提出されました。また公営企業の下水道事業会計と簡易水道事業会計につきましても、3月末をもって決算書を調製しております。

提出された決算書について監査委員に対し監査の実施を要請し、このほどその意見が提出されました。決算書にその監査委員の意見書を添付し、また法の定めるところによりまして、主要な施策

の成果を説明する書類を添えて、議会の認定に付すものであります。

十分ご審議の上認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊秀雄君） これで村長の説明を終わります。

決算審査意見書については事前に配付されていますので、朗読は省略します。

ただいま議題となっています認定第1号から認定第3号については、8人の委員で構成する令和3年度決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

資料を配付するため、しばらく休憩します。

午後 1時46分 休憩

午後 1時47分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。令和3年度決算審査特別委員会の委員については、委員会条例第5条第2項の規定により、ただいま配付しました令和3年度決算審査特別委員会の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。したがって、別紙名簿のとおり選任することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 1時48分 休憩

午後 1時51分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（渡邊秀雄君） それでは、午後2時05分まで休憩します。

午後 2時05分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、議案第55号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第13、議案第55号 関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正

する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第55号は、関川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得を緩和するほか、所要の改正を行うものでございます。

詳細は総務課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、ご説明させていただきます。説明に関しましては、別に配付させていただきました議会説明資料、両面コピーのものでありますけれども、そちらをご覧いただきながら、説明をさせていただきたいと思っております。

今回の改正は、表面と裏面、大きく2つございます。

まず1つ目です。非常勤職員の育児休業に係る取得要件の緩和ということでありまして、非常勤職員というのは、村では会計年度任用職員ということでございます。現行は、上の方なんですけれども、子供が1歳6か月に達する日以降も任用される可能性がある場合に育児休暇がとれるというふうになってございます。この期間を短くいたしまして、改正後につきましては、子供が出生してから57日間の期間、そして加えて6か月を経過する日まで任用される可能性がある場合に育休がとれるという制度に改正するというものでございます。

それから、裏面をご覧いただきたいと思っております。非常勤職員、会計年度任用職員の育児休業に係る取得の柔軟化ということでございます。これまでは、1歳の到達日、それから1歳6か月到達日という2つの区切りがございまして、このときを起点として、この日を初日として育休がとれるという制度になってございました。これを改正後は、この期間途中でも育休がとれるというふうに改正をするというものでございます。

そうすることによって、夫婦で交代しながら育休をとって子育てをしやすい環境づくりにするという趣旨でございます。施行期日は令和4年10月1日でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） ただいま説明いただきましたけれども、文言の質問ではないのですが、育児休業制度の現在の取得状況、概況で結構ですので、関川村の取得の状況を教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 詳しい数字は持ち合わせてございませんが、今現在育休をとられている職員はおります。ただ会計年度任用職員に関しては、いなかったと思っております。

以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤さん。

○4番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

会計年度任用職員でなく、それは今回の制度で取得しやすいようになるんでしょうけれども、現在の正職員の取得状況など何か数字は分かりませんか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 数字は持ち合わせてございません。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第55号については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第56号 関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、議案第56号 関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第56号は、関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、令和4年8月3日以降に生じた災害により被害を受けた世帯に対する災害援護資金の貸付けについて、利率の変更等を行うものでございます。

詳細は、健康福祉課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 議案第56号、関川村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律により、災害援護資金の貸付けは、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後は延滞の場合を除きその利息を年3%以内で条例で定める率とするとなっております。

村の条例の新旧対照表、改正前第14条では、災害援護資金の利率を措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3%とするとしていますが、今回、近隣市町村にあわせ、保証人を立てることができることとし、さらに保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は措置期間中は無利子、措置期間経過後は年1%とするものです。

また、第15条は、償還の方法が年賦償還だけだったものを、半年や月賦償還も可能とするものです。なお、今回の改正については、令和4年8月3日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する貸付けについて適用することとします。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、近 壽太郎さん。

○2番（近 壽太郎君） 2番、近です。

最初の説明にはなかったんですけれども、第13条のアの部分ですけれども、改正前の以下と改正後の以上ではかなり意味合いが違ってくると思われるんですが、その辺のことで、アとイの違いはどこなのかと、その辺説明をお願いします。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 第1号のAでございますけれども、3分の1以下というところ、この以下が誤りでございまして、今回以上ということで、改めさせていただきたいというものでございます。また、アとイの違いでございますけれども……すみません、こちら同じ内容のようですので、確認して後ほどお答えさせていただきたいと思っております。すみません。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 融資制度だと思うんですけども、今回の災害でこの制度を利用した人はおられますか。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 今回まだこの融資を受けたという方はございませんし、今のところ相談も特にないというところでございます。

○議長（渡邊秀雄君） しばらく休憩します。

午後 2時16分 休憩

午後 2時16分 再開

○議長（渡邊秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） すみません、先ほどのアとイの違いでございますけれども、アにつきましては、家財及び住居の損害がない場合、両方家財も住居も損害がない場合というものでございます。イにつきましては、家財の損害があつて住居の損害がない場合ということで、家財の損害があるかないかの違いでございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第56号については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第56号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第57号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（渡邊秀雄君） 日程第14、議案第56号 下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第57号は、下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についてです。

具体的な内容につきまして、健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 議案第57号、下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約

の変更について説明いたします。

組合が新発田市に設置する福祉型障害児入所施設である中井さくら園内に、令和5年4月1日から、特定相談支援事業所を新たに設置し、同事業に関する事務を共同処理するため、下越福祉行政組合規約の一部を変更するものです。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第57号については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第57号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第58号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第6号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第16、議案第58号 令和4年度関川村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第58号は、令和4年度関川村一般会計補正予算（第6号）でございます。これは、8月豪雨災害はじめ新型コロナウイルスワクチンの接種費用など、今後必要となる事業費の補正を行うものでございます。

詳細を総務課長に説明をさせます。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） それでは、第56号の一般会計補正予算説明させていただきます。

12億9,740万円を追加いたしまして、予算総額76億6,780万円とするというものでございます。

まず初め12ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費1項総務管理費です。情報システム管理費につきましては、職員のパソコンの入替え分でございます。10台分ということでリース料22万8,000円です。庁舎管理費です、これは建設関係の災害用の事務を行う場所のスペースが不足しているということで、プレハブのリースを考えております。令和5年3月末までの7か月分ということでリース料400万円、それから工事は、電力の配線工事、LAN配線、電話線の工事などで200万円でございます。交通安全対策費の修繕料60万円につきましては、交通安全の標識看板が村内3か所ございます。いずれも腐食が進んでいて少し危険な状態だということで撤去をしたいということでございます。それから委託料で、新潟県総合防災情報システム委託料7万円、これは無停電装置の更新の年に当たりまして3年ごとなんですけれども、その経費で7万円であります。地域振興費の委託料につきましては、ヘルスケアデバイス実証委託料として130万円。心電図から個々の状況を読み取って行う事業の実証の委託でございます。

13ページです。

3項戸籍住民基本台帳費、オンライン化システム構築の委託料で660万円。住民票であるとか印鑑証明などのコンビニ交付のシステム導入でございます。

3款民生費1項社会福祉費です。国保会計への繰出金で16万5,000円、自立支援給付システム改修で103万4,000円。そのほか、国県の支出金の精算がございます。

それから2項児童福祉費です。こちらも過年度精算金がございます。それから保育園の管理費で、会計年度任用職員の報酬で230万円不足分を計上させていただきました。それから委託料です。次のページ、またがっておりますけれども、下関保育園の樹木の剪定ということで20万円でありませう。

3項災害救助費、学用品の購入ということで被災されました児童生徒分の備品ということで5万1,000円でございます。それから、被災者生活再建支援金8,200万円につきましては、被害認定に応じて交付します県と村の分の支援金でございます。県が3分の2、村が3分の1という負担割合になります。なお、これとは別に国の制度がございます、そちらは村の会計を通さずに被災者に直接支払われるということでございます。それから貸付金で500万円、先ほどの弔慰金の条例改正ございました、その関係でございます。

4款衛生費1項保健衛生費です。諸謝金として15万円、乳がん検診を受けましようというピンクリボンプロジェクトがあります。関川小学校での講演会の講師謝金ということでございます。

それから3目の予防費で、新型コロナウイルスワクチンの関係です。こちらは、オミクロン株対

応ワクチンの接種の関係費用でございまして、まず、コールセンターを9月末で閉める予定でしたが、3月末まで延長すると、その関係で会計年度任用職員の報酬で400万円、諸手当で70万円あります。それから接種券の発送費用で通信運搬費50万円です。それから各種委託料で1,310万1,000円計上しております。13節につきましては、次のページまたがっていますが、パソコンのリース、予約管理システムの利用料で、合わせて84万円の計上でございます。そのほか、国県の過年度精算がございまして。

2項の清掃費です。災害ごみの対応経費でございまして。まず修繕料、これは仮置場として使用しております南赤谷内の国交省の土地がございまして、その整備費で150万円です。手数料として5,544万円のマイナスということになってはいますが、これは委託料に組み替える予算でございまして。それから、仮置場の整備委託で90万円、仮置場の延長に伴うものでございまして。

5款農林水産業費1項農業費です。まず会計年度任用職員の報酬130万、林業振興の業務で3月までの7か月間雇用したいということで計上でございます。19ページ、その諸手当で15万円、通勤手当で5万円あります。補助金につきましては、岩村ポーターさんが行います事業、堆肥散布機の事業でございまして県の55%の補助率でございまして、トンネル補助として支出をいたします、484万2,000円です。

2項林業費です。森林環境復興対策事業委託料600万円。この災害対応でございまして、民有林の森林整備を行う上で障害となっております小規模な森林崩壊であるとかアクセス道の復旧を行うための経費であります。

6款商工労働費1項商工観光費です。修繕料で100万円、既決予算の不足ということでございまして。

8款消防費1項消防費につきましては、災害対応の時間外手当ということで、2,000万円を計上させていただきました。

21ページです。

9款教育費2項小学校費、報酬で75万円、需用費で31万3,000円あります。

3項の中学校費、需用費で204万6,000円あります。

4項の社会教育費です。せきかわ歴史とみちの館のWi-Fiの設置工事、防犯カメラの設置工事、20万円です。

10款災害復旧費1項農林水産業施設災害復旧費、測量委託で3,000万円、工事請負費で5億5,000万円です。

23ページ、2款公共土木施設災害復旧費、土地使用料で1,000万円、工事請負費で5億円あります。

それから4項その他施設災害復旧費、設計積算委託料で300万円、工事請負費で2,700万円それぞれ計上してございまして。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

10款地方交付税で、4,790万円増額させていただきました。

12款分担金及び負担金1項負担金です。農地農業用施設災害復旧事業受益者負担金ということで1,200万円の計上でございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金です。まず新型コロナウイルスワクチンの接種対策費、国庫負担金ということで1,024万7,000円です。それから、公共土木施設の災害復旧費国庫負担金6億円ということで、3分の2の負担率を計上いたしました。都市災害復旧費国庫負担金1,350万円、堆積土砂の排除ということで2分の1の負担割合でございます。

2項国庫補助金です。新型コロナウイルスの感染症対応地方創生臨時交付金として、コンビニ交付の導入経費分として2分の1を活用させていただきます、330万円。障害者総合支援事業費国庫補助金が2分の1の51万7,000円です。新型コロナウイルスのワクチン接種体制の国庫補助金が889万4,000円。災害等廃棄物処理事業費国庫補助金2分の1の補助で、7,970万円であります。

15款県支出金1項県負担金です。災害救助費県負担金5,905万1,000円。生活再建支援金の県の負担分3分の2、それから学用品の給付、それから貸付金の500万円分であります。

2項の県補助金、これはまず農林の関係は岩村ポーターさんのトンネル補助でございまして、484万2,000円。農地農業用施設災害復旧事業費県補助金5億4,500万円です。

18款繰入金です。森林環境基金を750万円繰入れてございます。

11ページ、20款諸収入、雑入であります。国庫支出金の過年度収入ということで、これは新型コロナの国庫負担金の精算分であります、324万9,000円。

21款の村債です。まず臨時財政対策債マイナスの1,180万円、これは金額の確定によるものであります。それから災害の関係での起債で農林水産業施設災害復旧事業が2,000万円、公共土木施設災害復旧事業でマイナスの1億2,000万、その他施設災害復旧事業債が1,350万円です。このマイナスとなっておりますのは、国県の補助金を入れた関係で起債額が減額になるということでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、小澤 仁さん。

○5番（小澤 仁君） 幾つかありますので、1個ずつお願いします。

12ページをお願いします。

総務費の財産管理費、説明の6プレハブリース料ということで、令和5年3月までということで、どうも建設課さんが手狭になってプレハブを借りてというところだと思うんですけども、村の施設を使うとやっぱり施設的な距離感があって難しいのかどうかというあたりでちょっと伺います。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） ちょっと関連します、農林課は今第5会議室を中心にやっております。

そのほか大会議室であるとか村民会館も考えたんですがございますけれども、そのほかにも、やはりその前から会議室が足りないという事情もございまして、それから隣のふれあいの家も活用できないかというのもありましたけれども、そちらもデイサービスで使うというようなこともあり、総合的に考えて、やはり少し足りないよねという議論の中でリースをしましょうという結論に至りました。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） ありがとうございます。

その下、交通安全対策費、危険な看板の撤去ということなんですが、場所、この箇所を教えてくださいましてよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 3か所、大島と上野新と雲母でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） どの看板ですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 標語が書いてあります交通安全標識の看板で四角い看板で煙突型の看板でございます。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 修繕でなく撤去ということで、新たにするとか、また標語を募集してとかというのではなくて、取りあえず危ないからもう全部取っ払っちゃまえということでよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 総務課長。

○総務課長（野本 誠君） 取りあえず撤去ということでございます。今後どうするかというのは、交通安全協会さんとも相談しながら検討していきたいと考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） その下です、地域振興費、説明の17ヘルスケアデバイス実証の委託料130万円、対象はどなたになりますか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） このヘルスケアデバイスについては、イノベーションモニターツアーに参加される企業の方に装着していただく予定です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 村民を対象に、地区とか年齢とかじゃなくて、新しい企画の中で村外から来

られている方が対象になるということによろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 地域政策課長。

○地域政策課長（大島祐治君） そのように考えております。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 次のページってください。戸籍住民基本台帳費、説明の4オンライン化システム構築委託料、これコンビニの住民票やら印鑑証明の取扱いのことだと思うんですけども、1度簡単な村の役所帳票コンビニでできないかと言ったときに、やはり経費がかかってなかなか難しいといった中で、イニシャルコストもそうなんですけれどもランニングコストの部分の問題がという答弁をいただいた記憶がございます。今回イニシャルコストの中ではコロナ対策費で半額入るということは伺ったんですが、設置利用後のランニングコストを含めた目算ちょっと教えていただいてよろしいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） ランニングコストにつきましては、来年度、令和5年度から稼働するというので、月額6万5,000円を予定しております。

以上です。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 決まったコンビニでやります、それともどこのコンビニでもできて6万5,000円なんですかね。

○議長（渡邊秀雄君） 住民税務課長。

○住民税務課長（荒木好子君） どこのコンビニでもできると思います。機械のあるコンビニで発行できると思います。

○5番（小澤 仁君） もちろん。

○議長（渡邊秀雄君） 5番、小澤さん。

○5番（小澤 仁君） 多分6万5,000円だったら、今までもやり始めてもよかったんじゃないかなと思うぐらいのコストだと思うんですけども、今回本当に、理事者側の方からこういった提案といいますか、予算の中に組み込んでいただけたというのが、8月4日以降、水害に遭われた方の公的文書のほかに、民間がいろいろ動いている中でも公文書がどうしても今必要だといったときに、なかなか住民票なり印鑑証明を取りに行く時間がなくて、1週間程度の時間を要してしまったために、住民の方の生活で不具合が生じているという事案がすごく発生してしまっていて、これはどうしてもやったほうがいいなと思っていたのを今回提案していただいたんですけども、この対策費の活用だとかランニングコストがこのぐらいだということで、すぐにでも進めていただきたい内容だと思います。

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） ただいま小澤議員のコンビニ交付の件と同じですので、取り下げます。

○議長（渡邊秀雄君） 8番、平田 広さん。

○8番（平田 広君） 12ページですか、さっき小澤議員さんから質問があったんですけども、それで大体は分かったんですけども、プレハブのリース料400万円とあがっていますけれども、これについては、今の役場の近く、場所どの辺に造る予定なんですか。（もうできたんですか。分かりました、後で見えます。）

それでは、もう1点お願いします。15ページの下

、18節の負担金補助及び交付金ですけれども、8,200万円、さっきの説明では、国の支援金は直接工事に入りますよと、ここにあがっているのは県の3分の2、村3分の1、その分ですということだったんですけども、もっと上がるかなと思ったんですけども、こんなもんなんですか、申請あるのが。100件あれば、もっと上がるかなと思ったんですけども。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） こちらの方でございますけれども、村内の被災状況を見まして、それで計上させていただいております。（「間に合うの」の声あり）はい。（「分かりました」の声あり）

○議長（渡邊秀雄君） 4番、伊藤敏哉さん。

○4番（伊藤敏哉君） 15ページの災害救助費のところ、備品購入費、学用品等購入ということで5万1,000円計上されておりますが、これは災害で被災され児童・生徒さんのものだと思うんですけども、現在といいますか、今回の災害で被災された学用品関係での損失といいますか、そういうものを教育課で把握していたら教えてください。

○議長（渡邊秀雄君） 教育課長。

○教育課長（渡邊隆久君） すみません、資料を今ほど持ち合わせていませんので、後ほどの説明でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第58号については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第59号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（渡邊秀雄君） 日程第17、議案第59号 令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第59号は、令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

具体的な内容を健康福祉課長に説明させます。

○議長（渡邊秀雄君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 議案第59号、令和4年度関川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

既定の予算総額に、歳入歳出それぞれ285万円を追加し、総額をそれぞれ6億3,665万円とするものです。

206ページをご覧ください。

歳出、1款1項1目一般管理費でございますが、国民健康保険法の一部改正に伴うシステム改修が必要となり、委託料に16万5,000円を追加しています。

続いて、6款1項5目償還金ですが、令和3年度の精算で268万5,000円を追加しています。

次に、205ページをご覧ください。

歳入でございます。

6款1項1目一般会計繰入金です。歳出の委託料分16万5,000円について、一般会計繰入金で対応することとして追加しております。

続いて、7款1項1目繰越金です。歳出の償還金分268万5,000円を前年度繰越金で対応することとして追加しております。

説明は以上です。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第59号については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) 討論なしと認めます。

これより議案第59号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡邊秀雄君) ご異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第60号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)

○議長(渡邊秀雄君) 日程第18、議案第60号 令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 議案第60号は、令和4年度関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)でございます。

具体的な内容を診療所事務長に説明させます。

○議長(渡邊秀雄君) 診療所事務長。

○診療所事務長(須貝博子君) それでは301ページをご覧ください。

議案第60号関川村国民健康保険関川診療所特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ280万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億280万円とするものです。

歳出からご説明いたします。

305ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費です。1 節報酬は、新型コロナワクチン接種に伴う看護師等の報酬68万3,000円の増額です。11節手数料、新型コロナワクチン接種・発熱外来の増加に伴うクリーニング手数料の12万4,000円の増額です。12節委託料、電子カルテ連携作業委託料20万円は、電子カルテとレントゲン画像読み取り装置との連携作業の委託料です。廃棄物処理委託料12万円は、新型コロナワクチン接種及び発熱外来増加に伴う医療廃棄物の増加のため見込みました。

306ページをご覧ください。

医業費です。1 節消耗品費は、新型コロナワクチン接種及び発熱外来の増加に伴い、10万円の増加を見込みました。12節血液等検査委託料、発熱外来の増加に伴いPCR検査などの委託料が増えていますので、150万円の増加を見込みました。

続きまして歳入です。

304ページをご覧ください。

6 款繰越金です。前年度から120万円を繰り越します。

8 款 1 項 1 目 1 節受託事業収入、新型コロナワクチン接種に伴う委託料160万円を見込みました。

以上で終わります。

○議長（渡邊秀雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5 番、小澤 仁さん。

○5 番（小澤 仁君） 305ページをお願いします。一般管理費、会計年度任用職員報酬68万3,000円、人数を教えてくださいいいですか。

○議長（渡邊秀雄君） 診療所事務長。

○診療所事務長（須貝博子君） 人数は日々代わる代わる来ていただいていますので、接種のために臨時の看護師さんが毎日1名来ていただいていますし、午前中に一般の診療が集中していますので、放射線技師の方に来ていただいていますので、そちらの方も2名が毎日交代で来ていただいていますので、日々にすると1名ずつの計算となります。

○議長（渡邊秀雄君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号については会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） 討論なしと認めます。

これより議案第60号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡邊秀雄君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

○議長（渡邊秀雄君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、9月20日午前10時から会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時50分 散 会